

【改正理由】令和7年度AMED「医学系研究支援プログラム」事業に採択されたことを受け、当該事業で掲げる「研究者が研究に没頭できる「時間」を生み出す、抜本的環境改革」の一環として、委員会運営の効率化、研究者を含む職員の負担軽減を検討したため。

岡山大学病院治験審査委員会内規の一部改正新旧対照表

| 改 正 | 現 行 |
|---|---|
| <p>第4条 審査委員会は、次に掲げる者で組織し、病院長が委嘱する。</p> <p>一 診療科長又は歯科系部門長のうちから 3人（内科系、外科系、歯科系から各1人）</p> <p>二 検査部長</p> <p>三 病理部副部長</p> <p>四 副薬剤部長のうちから 1人</p> <p>五 副看護部長のうちから 1人</p> <p>六 工学に関する専門家から 1人以上</p> <p>七 統計学、疫学に関する専門家から 1人</p> <p>八 医学、歯学、薬学、その他の医療又は臨床試験に関する専門的知識を有する者以外の者 1人以上</p> <p>九 本院及び病院長（審査委員会の設置者）と利害関係を有しない者 1人以上</p> <p>2 前項第1号及び第2号の委員にあっては、選出された委員が指名する専任の教員をもって充てることができる。</p> <p>第5条 前条第1項第1号に規定する委員の任期は1年、第2号から第9号までに規定する委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、その任期の末日は、当該委員を委嘱した病院長の任期の末日を超えることはできない。</p> <p>2 欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>（略）</p> <p>第7条 審査委員会の審議及び採決には、過半数の委員の出席並びに第4条第1項第8号及び第9号の委員各1名以上の出席が必要である。また、採決は出席者全員の同意を得なければならない。ただし、医薬品等の治験責任医師等である委員は、当該研究に関する審議及び採決には参加しないものとする。</p> | <p>第4条 審査委員会は、次に掲げる者で組織し、病院長が委嘱する。</p> <p>一 診療科長又は歯科系部門長のうちから 3人（内科系、外科系、歯科系から各1人）</p> <p>二 医局長のうちから2人（内科系、外科系から各1人）</p> <p>三 検査部長</p> <p>四 病理部副部長</p> <p>五 副薬剤部長のうちから 1人</p> <p>六 副看護部長のうちから 1人</p> <p>七 薬理に関する専門家から1人</p> <p>八 工学に関する専門家から 1人以上</p> <p>九 看護学に関する専門家から1人</p> <p>十 統計学、疫学に関する専門家から 1人</p> <p>十一 医学、歯学、薬学、その他の医療又は臨床試験に関する専門的知識を有する者以外の者 1人以上</p> <p>十二 本院及び病院長（審査委員会の設置者）と利害関係を有しない者 1人以上</p> <p>2 前項第1号及び第3号の委員にあっては、選出された委員が指名する専任の教員をもって充てることができる。</p> <p>第5条 前条第1項第1号及び第2号に規定する委員の任期は1年、第3号から第12号までに規定する委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、その任期の末日は、当該委員を委嘱した病院長の任期の末日を超えることはできない。</p> <p>2 欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>（略）</p> <p>第7条 審査委員会の審議及び採決には、過半数の委員の出席並びに第4条第1項第11号及び第12号の委員各1名以上の出席が必要である。また、採決は出席者全員の同意を得なければならない。ただし、医薬品等の治験責任医師等である委員は、当該研究に関する審議及び採決には参加しないものとする。</p> |
| <p>附 則</p> <p>この内規は、令和8年4月1日から施行する。</p> | <p>—</p> |